

日進市公共工事の前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 日進市予算決算会計規則（昭和48年日進町規則第4号。以下「規則」という。）第83条の2に規定する公共工事の前金払（以下「前金払」という。）に関し、事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事（以下「公共工事」という。）とする。

(前金払の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、前金払はしないものとする。

- (1) 契約金額が500万円未満の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査、土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「土木建築工事」という。）であるとき
- (2) 契約金額が300万円未満の土木建築に関する工事の設計及び調査、土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造並びに測量（以下「設計等」という。）であるとき
- (3) その他市長が予算執行上不可能と認めるとき、又は前金払の必要がないと認めるとき

(前金払の額)

第4条 前金払の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土木建築工事は、契約金額に100分の40の割合を乗じて得た額以内とする。
- (2) 設計等は、契約金額に100分の30の割合を乗じて得た額以内とする。

(中間前金払)

第5条 土木建築工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、既にした前金払に追加して前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 中間前金払の限度額は、請求時における契約金額に100分の20を乗じて

得た額以内とする。また、前払金と中間前払金（以下「前払金等」という。）の合計額は、請求時の契約金額の6割を超えてはならないものとする。

（複数年にわたる契約における前金払等）

第6条 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払及び中間前金払（以下「前金払等」という。）は、請求時における契約金額の総額に対してすることができる。

2 債務負担行為に基づく複数年にわたる契約における前金払等は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に応じた出来高予定額に対してすることができる。

3 継続費に基づく複数年にわたる契約における前金払等は、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来高予定額に対してすることができる。

4 前2項の出来高予定額に対する各年度ごとの前金払等の額は、次に掲げる額とする。

（1）初年度は、当該年度の出来高予定額を第4条及び第5条第2項の契約金額とみなしてそれぞれの規定により算出して得た額

（2）次年度以降は、初年度から当該年度までの出来高予定額を第4条及び前条第2項の契約金額とみなしてそれぞれの規定により算出して得た額から、当該年度の前年度までに支払った前金払等の合計額を差し引いた額

（前金払等の明示）

第7条 前金払等の対象となる公共工事については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対してこれを明示するものとする。

2 前払金の額は、契約書に記載するものとする。ただし、中間前払金の額は記載しない。

（前金払の請求）

第8条 前金払を受けようとする者は、契約締結後、支払いの請求に先立ち前払金交付申請書（規則第89号様式）に法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と法第2条第5項に規定する保証契約を締結した保証証書の正本及び写し各1通並びに保証約款（以下「保証証書等」という。）を添付して、市長に提出するものとする。

2 前項の規定による保証証書等を提出する場合にあっては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前金払を受けようとする者は、当該保証証書等を提出したものとみなす。

3 市長は、第1項の申請があったときは、申請内容を確認し、適当と認めるときは、前払金請求書（第1号様式）の提出を受け、当該請求書の受領後14日以内

に前払金を支払うものとする。

(中間前金払の請求等)

第9条 中間前金払を受けようとする者は、支払の請求に先立ち中間前払金認定申請書(規則第90号様式)及び添付図書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは直ちに審査を行い、当該審査の結果を中間前払金認定・却下調書(第2号様式。以下「認定調書」という。)により認定を申請した者に通知するものとする。

3 中間前金払の請求ができる要件を備えていると認定された者は、前項の規定による認定通知の受領後、中間前払金請求書(第3号様式)に中間前金払の保証証書等を添付し、市長に提出するものとし、市長は受領後14日以内に中間前払金を支払うものとする。

4 前項の規定による保証証書等を提出する場合にあっては、前条第2項の規定を準用する。

(契約金額の変更に伴う前払金等の増減)

第10条 公共工事の内容の変更その他の理由により契約金額を著しく増額した場合にあっては、増額後の契約金額を基礎として第4条又は第5条第2項の規定により算出した前払金等の額から支払済の前払金等の額を差し引いた額以内の額を前金払することができる。

2 公共工事の内容の変更その他の理由により契約金額を著しく減額した場合にあっては、支払済の前払金等の額から減額後の契約金額を基礎として第4条又は第5条第2項の規定により算出した前払金等の額を差し引いた額に相当する前払金等を返還させるものとする。

3 前2項の規定に関わらず、第6条第2項又は第3項に基づき前払金を支払う場合において、当該前払金を支払う年度分の年割額に応じた出来高予定額について変更が生じた場合については、前2項中「契約金額」とあるのは「当該年度の出来高予定額」と、「第4条又は第5条第2項」とあるのは「第6条第4項」と、「前払金等の額」とあるのは「当該年度の前払金等の額」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。

4 前3項の場合において、契約残工期(前項においては、契約残工期又は当該年度の末日までのいずれかの期間)が40日未満であるときは、前払金等の増額又は減額を行わないものとする。

(中間前金払と部分払)

第11条 受注者は、同一の土木建築工事において中間前金払と部分払のいずれか一方を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、債務負担行為又は継続費に係る特例として、各年度末の出来高に対する部分払については、中間前金払が行われた土木建築工事に

についても行うことができるものとする。

(前払金等の返還)

第12条 前払金等の支払いを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前払金等を日進市契約規則(平成元年日進町規則第10号)第45条の規定により返還させるものとする。

- (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき
- (2) 本市との間の契約が解除されたとき

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、契約のつど協議するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。